



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 8月22日金曜日 第1485号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	887
医師の指定.....	887
指定医師の所在地の変更.....	888
医療機関の指定.....	888
指定医師の辞退の届出.....	888
指定医療機関の名称の変更.....	888
指定医療機関の業務の廃止の届出.....	888
付保義務の発生.....	889
付保義務の消滅.....	889
道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）.....	889
道路の供用開始（ " ）.....	889
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	889
道路の供用開始（ " ）.....	889
道路の区域変更（県道藪ヶ市松野線外）.....	890
道路の供用開始（ " ）.....	890
公 告	
危険物取扱者法定講習会の実施.....	890

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	891
毒物劇物取扱者試験の合格者.....	892
捜査画像情報システムの借入れ.....	892

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	893
古物営業法施行細則.....	893

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	910
-------------------------------	-----

任 免 辞 令

小宅 栄作外.....	911
-------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1724号

次のとおり落札者を決定した。
平成15年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県電子申請システム開発業務 一式	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 松山市一番町四丁目4番地2	平成15年 8月11日	愛媛県電子申請システム開発愛媛電算 日立製作所共同企業体 愛媛県松山市大手町一丁目11-7	10,500,000円	一般競争入札	平成15年 7月 1日

○愛媛県告示第1725号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項の規定により、次のように医師の指定をした。
平成15年 8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	愛媛県立南宇和病院	野 本 良 一	南宇和郡城辺町甲2433- 1	平成15年 8月 1日
肢 体 不 自 由	小 児 科	町立吉田総合病院	戒 能 幸 一	北宇和郡吉田町大字北小路甲217	"
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	愛媛大学医学部附属病院	重 松 裕 二	温泉郡重信町大字志津川	"
聴覚・平衡・音声又は言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	"	本 多 伸 光	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	今治市医師会市民病院	成 本 勝 広	今治市別宮町七丁目 1 - 40	"

肢体不自由・小腸機能障害	〃	城川町国民健康保険杉之瀬出張診療所	大塚伸之	東宇和郡城川町大字嘉喜尾4893-1	〃
--------------	---	-------------------	------	--------------------	---

○愛媛県告示第1726号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。
平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
三木茂敬	愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13-27	医療法人三木内科クリニック	新居浜市沢津町三丁目7-28	平成12年6月8日
大下祐次	町立野村病院	東宇和郡野村町大字野村9-53	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217	平成15年7月1日
濱田希臣	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	〃
岸田正人	内海村国民健康保険内海診療所	南宇和郡内海村柏382	国民健康保険一本松病院	南宇和郡一本松町増田5056-2	平成15年6月1日
山口朋孝	城川町国民健康保険杉之瀬出張診療所	東宇和郡城川町大字嘉喜尾4893-1	河辺村国民健康保険診療所	喜多郡河辺村大字植松428	〃

○愛媛県告示第1727号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。
平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
飯岡調剤薬局	西条市飯岡字西原2019		平成15年7月1日

○愛媛県告示第1728号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。
平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
聴覚・平衡・音声又は言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	愛媛大学医学部附属病院	前谷俊樹	温泉郡重信町大字志津川	平成15年6月30日
肢 体 不 自 由	神 經 科	愛媛労災病院	山田則夫	新居浜市南小松原町13-27	平成15年6月26日
視 覚 障 害	眼 科	〃	原祐子	〃	平成15年7月4日

○愛媛県告示第1729号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第23条の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称を変更した届出があった。
平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
循環器科 林病院	医療法人 健生会 循環器科 林病院	平成15年4月1日

○愛媛県告示第1730号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第2号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の業務を廃止した旨の届出があった。
平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	廃 止 年 月 日
ファミリー薬局三島店	平成15年3月1日

○愛媛県告示第1731号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

(松山地方局管内)

中島三和加入区

1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成11年 8月愛媛県告示第1100号）による保険に付すべき義務は、平成15年 8月21日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

(松山地方局管内)

中島三和加入区

○愛媛県告示第1732号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第

○愛媛県告示第1733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市大字川之内3番耕地6番2	旧	メートル 6.0～7.8	キロメートル 0.032	
			新	6.0～13.0	0.032	

○愛媛県告示第1734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市大字川之内3番耕地6番2	平成15年 8月22日

○愛媛県告示第1735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町田部字シモヲトシ1731番2	旧	メートル 6.4～9.4	キロメートル 0.012	
			新	10.8～15.4	0.012	

○愛媛県告示第1736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町田部字シモマトシ1731番2	平成15年 8月22日

○愛媛県告示第1737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	藪ヶ市松野線	北宇和郡松野町大字富岡2196番地先から 同大字2195番地先まで	旧	メートル 6.6～10.3	キロメートル 0.123	
			新	9.4～34.7	0.123	
"	蔭淵下波線	宇和島市蔭淵1000番1から 同市蔭淵1001番7まで	旧	6.8～17.2	0.065	
			新	7.2～18.3	0.065	

○愛媛県告示第1738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	藪ヶ市松野線	北宇和郡松野町大字富岡2196番地先から 同大字2195番地先まで	平成15年 8月22日
"	蔭淵下波線	宇和島市蔭淵1000番1から 同市蔭淵1001番7まで	"

公 告

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成15年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成15年 8月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成15年10月1日（水）午前9時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 八幡浜地方局
	平成15年10月14日（火）午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館

	平成15年10月15日（水）午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成15年10月21日（火）午後1時	大洲市東大洲270番地1 大洲市総合福祉センター
	平成15年10月24日（金）午前9時	西条市喜多川796番地1 西条地方局
	平成15年10月28日（火）午前9時	宇和島市天神町7番1号 宇和島地方局
	平成15年10月31日（金）午前9時	川之江市妻島町土居山乙127番地 愛媛県紙産業研究センター
	平成15年11月7日（金）午前9時	今治市南宝来町二丁目1番地1 今治地区事務組合消防本部
	平成15年11月18日（火）午後1時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和60年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成15年10月14日（火）午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成15年10月16日（木）午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成15年11月6日（木）午後1時	今治市南宝来町二丁目1番地1 今治地区事務組合消防本部
	平成15年11月18日（火）午前9時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
	平成15年11月19日（水）午前9時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
	平成15年11月26日（水）午後1時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成15年10月1日（水）午後1時	八幡浜市北浜一丁目3番37号 八幡浜地方局
	平成15年10月15日（水）午前9時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成15年10月16日（木）午後1時	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第二別館
	平成15年10月24日（金）午後1時	西条市喜多川796番地1 西条地方局
	平成15年10月28日（火）午後1時	宇和島市天神町7番1号 宇和島地方局
	平成15年10月30日（木）午後1時	川之江市妻島町土居山乙127番地 愛媛県紙産業研究センター
	平成15年10月31日（金）午後1時	川之江市妻島町土居山乙127番地 愛媛県紙産業研究センター
	平成15年11月7日（金）午後1時	今治市南宝来町二丁目1番地1 今治地区事務組合消防本部
	平成15年11月19日（水）午後1時	新居浜市一宮町一丁目5番1 新居浜市消防本部

2 受講申請書の提出期間

平成15年9月10日から各講習開催日の2日前まで（必着）

3 受講申請書の請求先及び提出先

最寄りの地方局総務福祉部県民生活課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月22日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年8月13日	特定非営利活動法人 エム・アイ・シーえひめケア ネットワーク	松 村 武 美	松山市朝生田町二丁目1番24号 コーポ中島6号	この法人は、少子高齢化や核家族化を背景とした高齢者や母子家庭等支援が必要な世帯の生活環境の改善を図ることを目的として、健康等に不安を抱える多くの老人やその家族、また子育て等に悩む母子家庭に対して、安全かつ安心した暮らしの実現のために広く支援活動を行い、地域に住む人々との交流を持ちながら活力ある地域社会を実現させ、もって社会全体の利益に寄与する。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年8月11日	特定非営利活動法人 水泳振興会すいすい	山 口 喜 之	宇和島市恵美須町二丁目3番1号	この法人は、年齢・障害の有無にかかわらず、水泳を通じて、地域社会の福祉増進、コミュニティー・スポーツの拡大に寄与することを目的とする。

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成15年8月7日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

一般

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
3	近 藤 裕 也	94	永 野 裕
21	木 村 美香枝	96	井 本 英 人
24	村 上 博 重	97	梶 原 弘 行
26	大 野 邦 昭	98	武 田 正
69	川 村 真 介	99	藤 田 豊 久
70	森 裕 美	101	井 伊 忠 市
81	木 下 茂 則	103	岡 部 政 憲
92	大久保 直 樹	114	田 中 力
93	阿 立 真 崇		

農業用品目

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
10	藤 田 典 子	26	日 野 真 弓
12	藤 田 暦 喜	28	飯 野 貴 史

40	武 田 勝	101	野 中 美 幸
43	能 瀬 さおり	103	井 上 多美子
48	森 井 洋 信	114	向 井 のり子
58	塩 見 仁 士	122	渡 部 美 月
76	高 原 通 章	133	河 野 豊 之
82	岩 本 佳代子	139	正 畠 誠二郎
93	西 岡 恵 子	143	山 崎 尚 美
94	中 村 聡	185	水 沼 真 吾
96	玉 井 みち子	192	富 永 洋 平

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年8月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
捜査画像情報システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
捜査画像情報システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成16年1月1日から3月31日まで

- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部総務室会計課調度第一係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110 内線 2231
- (2) 入札書の受領期限
平成15年10月6日（月）午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成15年10月6日（月）午後1時30分
愛媛県警察本部第二会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入

札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Investigative Image Information system
1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 6 October 2003
- (3) For further information, please contact:
Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2231

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第12号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 8月22日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（昭和41年愛媛県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第16条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）に関すること。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第13号

古物営業法施行細則を次のように定める。

平成15年 8月22日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

古物営業法施行細則

古物営業法令施行細則（昭和38年愛媛県公安委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、古物営業法施行令（平成7年政令第326号）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）及び行商従事者証

等の様式の承認に関する規程（平成7年9月国家公安委員会告示第7号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書及び届出書の提出部数）

第2条 施行規則第1条第2項の規定による許可申請書、第4条第2項の規定による再交付申請書、第5条第3項の規定による届出書及び第5条第7項の規定による書換申請書の提出部数は、1部とする。

（書面の様式）

第3条 次の表の左欄に掲げる書面の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第5条第3項の書面	不許可通知書（様式第1号）
2	施行規則第19条の7第1項（施行規則第19条の12の規定により準用する場合を含む。）の書面	認定通知書（様式第2号）
3	施行規則第19条の7第2項（施行規則第19条の12の規定により準用する場合を含む。）の書面	不認定通知書（様式第3号）

（処分の通知）

第4条 次の表の左欄に掲げる処分の通知は、同表の右欄に掲げる書面の様式を交付して行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第6条又は第24条の規定による許可の取消し	許可取消処分通知書（様式第4号）
2	法第13条第4項の規定による管理者の解任の勧告	解任勧告書（様式第5号）
3	法第21条の規定による古物の保管命令	保管命令書（様式第6号）
4	法第22条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告要求	報告要求書（様式第7号）
5	法第23条の規定による指示	指示書（様式第8号）
6	法第24条の規定による古物営業の停止命令	営業停止命令書（様式第9号）
7	施行規則第12条第1項の規定による行商従事者証等の様式の承認又は不承認の通知	承認（不承認）通知書（様式第10号）
8	施行規則第12条第2項の規定による承認の取消し	承認取消通知書（様式第11号）
9	施行規則第19条の10第1項又は第19条の14第1項の規定による認定の取消し	認定取消通知書（様式第12号）
10	規程第5条の規定による資料の提出要求	資料提出要求書（様式第13号）

（作成・交付事業の廃止に係る届出）

第5条 規程第6条第1項の規定による作成・交付事業の廃

止の届出は、作成・交付事業廃止届出書（様式第14号）を提出して行うものとする。

（帳簿のき損等に係る届出）

第6条 法第18条第2項の規定による帳簿等又は電磁的方法による記録をき損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときの届出は、帳簿き損等届出書（様式第15号）を提出して行うものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な細目は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

公委 第 号
年 月 日

不 許 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

年 月 日付けで申請のあった古物営業の許可については、古物
営業法第4条の規定により許可しない。

理 由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第2号(第3条関係)

公委 第 号
年 月 日

認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の

第21条の5第1項
実施の方法の認定については、古物営業法 の規定により認定したの
第21条の6第1項

で通知する。

営業を示すものとして
使用する名称

認定番号

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第3号(第3条関係)

公委 第 号
年 月 日

不 認 定 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

年 月 日付けで申請のあった次の営業に係る業務の実施の方法
の認定については、次の理由により認定しないので通知する。

営業を示すものとして
使用する名称

理 由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第4号(第4条関係)

公委 第 号
年 月 日

許 可 取 消 処 分 通 知 書

住所又は居所

許 可 年 月 日

許 可 証 番 号

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

第6条
古物営業法 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。
第24条

理 由

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号(第4条関係)

公委 第 号
年 月 日

解 任 勸 告 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

営業所の所在地
古物市場

管理者の氏名

古物営業法第13条第4項の規定により、上記管理者の解任を勧告する。

理 由

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号(第4条関係)

第 号
年 月 日

保 管 命 令 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

長 印

古物営業法第21条の規定により、次のとおり保管を命ずる。

保管すべき物品

保管すべき期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

様式第7号(第4条関係)

第 号
年 月 日

報 告 要 求 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

長 印

第22条第3項
古物営業法 の規定により、次のとおり報告を求める。
第22条第4項

報告を求める事項

- 注1 要求に対し、拒否したり、虚偽の報告をした場合は、処罰されることがあります。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

様式第8号(第4条関係)

公委 第 号
年 月 日

指 示 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

古物営業法第23条の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理 由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第9号(第4条関係)

公委 第 号
年 月 日

営 業 停 止 命 令 書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

古物営業法第24条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

理 由

様式第10号（第4条関係）

公委 第 号
年 月 日

承認（不承認）通知書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 行商従事者証 の様式について
標 識

承認した
ので通知する。

次の理由により承認しない

理 由

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第11号（第4条関係）

公委 第 号
年 月 日

承 認 取 消 通 知 書

所在地

名 称 殿

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

行商従事者証等の様式の承認に関する規程第7条の規定により、
行商従事者証
標 識
の承

認を取り消したので通知する。

理 由

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第12号（第4条関係）

公委 第 号
年 月 日

認 定 取 消 通 知 書

住所又は居所

認 定 年 月 日

認 定 番 号

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

第19条の10第1項
古物営業法施行規則 の規定により、古物競りあっせん業の認定を
第19条の14第1項

取り消したので通知する。

理 由

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第13号（第4条関係）

公委 第 号
年 月 日

資 料 提 出 要 求 書

所在地

名 称 殿

愛媛県公安委員会 印

行商従事者証等の様式の承認に関する規程第5条の規定により、次のとおり資料の提出を求める。

提出を求める資料

注 要求に対し、資料の提出を怠った場合は、承認を取り消される場合があります。

様式第14号 (第5条関係)

作 成 ・ 交 付 事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

行商従事者証等の作成・交付事業を廃止したので届け出ます。

名 称

法人の種別 1 社団法人 2 中小企業団体()

所 在 地

代表者の氏名

廃止年月日

廃止の理由

- 注1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第15号 (第6条関係)

帳 簿 き 損 等 届 出 書

年 月 日

警察署長 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

古物営業法第18条第2項の規定により届け出ます。

住所又は居所

許可年月日

許可証番号

氏名又は名称

帳簿等又は電磁的方法による記録をき損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失した状況

- 注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第4号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 8月22日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

第1条 愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の1の(3)の表古物営業法（昭和24年法律第108号）の項専決事項の欄中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

2 第21条の5第1項の規定による古物競りあっせん業者の業務の実施の方法に係る認定

3 第21条の6第1項の規定による外国において古物競りあっせん業を営む者の業務の実施の方法に係る認定
別表2の1の(3)の表古物営業法（昭和24年法律第108号）の項の次に次のように加える。

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	<p>1 第12条第2項の規定による行商従事者証等の様式の承認及び承認の取消しに係る公示</p> <p>2 第19条の7第1項の規定による古物競りあっせん業者に係る認定の通知及び公示（第19条の12において準用する場合を含む。）</p> <p>3 第19条の7第2項の規定による古物競りあっせん業者に係る認定をしない旨の通知（第19条の12において準用する場合を含む。）</p> <p>4 第19条の9第2項の規定による第19条の4第4項第3号に掲げる書類に記載した事項の変更に係る届出書の受理</p> <p>5 第19条の10第2項の規定による認定古物あっせん業者に係る認定の取消しの公示（第19条の14第2項において準用する場合を含む。）</p> <p>6 第19条の11第1項の規定による外国古物競りあっせん業者に係る認定申請書の受理</p> <p>7 第19条の13第1項の規定による認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出書の受理</p>
------------------------------	---

別表2の1の(3)の表に次のように加える。

自転車の防犯登録を行う者の指 定に関する規則 （平成6年国家 公安委員会規則	<p>1 第5条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理</p> <p>2 第5条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理</p>
---	---

第12号)	
-------	--

別表2の2の(3)の表古物営業法の項専決事項の欄第2号中「第6号」を「第7号」に改め、同号の次に次の2号を加える。

3 第8条の2第1項の規定による第5条第1項第6号に規定する方法を用いる古物商について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による供覧の実施

4 第8条の2第2項の規定による第8条の2第1項各号に掲げる事項の変更に係る補正

別表2の2の(3)の表に次のように加える。

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）	1 第11条の規定による錠取扱業者が組織する団体に対する援助の実施
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第12号）	1 第3条第3項の規定による援助に基づいて講じた措置に関する報告又は資料の提出要求

別表3古物営業法の項専決事項の欄第6号中「第6号」を「第7号」に改め、同項同欄第9号中「第10条」の下に「第1項」を加え、同号の次に次の3号を加える。

10 第10条第2項の規定による競り売りをしようとする期間等の届出の受理

11 第10条の2第1項の規定による古物競りあっせん業者に係る営業開始の届出書の受理

12 第10条の2第2項の規定による古物競りあっせん業者に係る営業の廃止又は変更に係る届出書の受理

別表3古物営業法の一部を改正する法律（平成7年法律第66号）の項を削り、同表古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）の項法令の欄中「（平成7年国家公安委員会規則第10号）」を削り、同項の次に次のように加える。

古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成15年国家公安委員会規則第11号）	1 附則第3項の規定による取り扱う古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元識別符号の届出の受理
---	--

第2条 愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表3古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成15年国家公安委員会規則第11号）の項を削る。

附 則

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年12月1日から施行する。

任 免 辞 令

○任免辞令

7月31日

愛媛県事務吏員 小 宅 栄 作

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

8月1日

尾 田 進

愛媛県事務吏員に任命する

行政職 8 級を命ずる

経済労働部管理局労政雇用課長を命ずる

